

「南和広域医療企業団年報2025」の印刷製本に係る仕様書

1 作成目的

県内外の他病院や県民の方を対象に、企業団の概要や業績内容等を広く発信する年報を印刷する。

2 発行部数 320部

体裁：A4版 200ページ程度

3 紙質等

印刷：表紙4/0、本文1/1

用紙：表紙：アイベストW 12.5kg 本文：上質紙 44.5kg

WEB用PDF（全体、章ごとの2種類：CD-R納品2部）

※ デザイン、レイアウト等の著作権は全て南和広域医療企業団に帰属するものとし、納品と同時に作成したaiデータ等を全て提出するものとする。

4 作成に使用するソフトウェア

原稿データ(テキストデータ)は、汎用性の高いソフトウェア（ワード、エクセル、一太郎、JPEG等）を使用し作成すること。

（レイアウトは調整してください。手書き修正指示があります。）

5 印刷

表紙：オフセット印刷

本文：オンディマンド印刷

自社内でオフセット印刷機、オンディマンド印刷機を保有していること。

6 予定する校正回数 3回

校正にあたっては、受注者側も常識的な範囲で校正漏れや誤字・脱字がないか確認を行うとともに、校正指示を受けた箇所の修正時に他の箇所に誤りが生じるなどのミスが生じないよう厳重な確認を行うこと。

7 品質の保証

社内に校正、校閲担当者が在籍していること。

社内にJAGAT認証DTPエキスパートの資格（若しくはそれと同等の資格）保有者が在籍していること。

8 検品

納品前に全数検品してから納品すること。

9 スケジュール順守

事前に作成スケジュール表を提出しそれを順守すること。

10 発送

別途提供する発送先一覧に基づき、送付文と共に直送すること。

（発送用封筒は、角2のものを必要数支給します。）

- ・ 発送先一覧(約 2 5 0 件) エクセル
- ・ 送付文 (A 4) ワード

11 発注課

南和広域医療企業団

南奈良総合医療センター総務企画課 (0747-54-5000)

12 納入期限 令和 7 年 1 2 月 2 8 日

13 納入場所 発注課及び発注課が指定する配布先

14 協議 この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項細部の業務内容については、その都度協議する。

15 個人情報

本契約にかかる印刷物の業務を処理するために知り得た個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

別 記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（特定個人情報等の持ち出しの禁止）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事務所内から持ち出してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（「以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督及び教育）

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は 実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「企業団」を、「乙」は「受託者」をいう。

2 本契約に同様の規定がある場合は、この個人情報取扱特記事項から削除するものとする。

3 委託事務の実態に即して、不要な事項を削除し(上記2に掲げる場合を除く。)、適宜 必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター 総務企画課と協議すること。